

(第一類 第十一号)

第一百五十九回国会
衆議院 環境委員会

議録 第十二号

(三五八)

平成十六年五月十八日(火曜日)

午前九時四十分開議

出席委員

委員長 小沢 錢仁君

理事 桜井 郁三君

理事 西野あきら君

理事 石田 祝稔君

理事 加藤 勝信君

理事 鈴木 淳司君

理事 西村 康稔君

理事 鳩山 邦夫君

理事 三ツ矢憲生君

理事 鮫島 宗明君

理事 田島 一成君

理事 藤田 一枝君

理事 上田 勇君

環境大臣 宇野 隆秀君

環境副大臣 木村 圭佑君

環境大臣政務官 砂田 康弘君

環境委員会専門員 葉梨 元君

環境大臣 加藤 昭一君

環境大臣 松田 久君

環境大臣 武山百合子君

環境大臣 村井 宗明君

環境大臣 土井たか子君

環境大臣 小池百合子君

環境大臣 加藤 修一君

環境大臣 砂田 圭佑君

環境大臣 遠山 政久君

委員の異動 辞任 大前 繁雄君

委員の異動 望月 義夫君

委員の異動 松本 龍君

委員の異動 高木美智代君

委員の異動 同日 石田 真敏君

委員の異動 辞任 葉梨 康弘君

委員の異動 藤田 一枝君

補欠選任 石田 真敏君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任 義夫君

補欠選任 松本 龍君

補欠選任 藤田 一枝君

補欠選任 上田 勇君

補欠選任

第六章 討則(第三十二条—第三十六条)

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もつて生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(以下「外来生物」という。)であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」という。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。及びその器官(飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの(生きているものに限る。)に限る。)をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聽いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これに

ついて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

きは、第一項の許可をしてはならない。

一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その許可に条件を付することができる。

4 主務大臣は、第一項の許可を受けた者には、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならぬ。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等を受けるには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならぬ。

6 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

7 第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等を受けるには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならぬ。

6 第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

7 第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

3 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

4 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

5 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

6 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

7 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

8 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

9 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

10 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

11 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

12 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

13 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

14 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

15 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

16 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

17 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

18 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

19 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

20 第一項の規定による防除に係る捕獲等その他の主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(譲渡し等の禁止)

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(放つこと、植えること又はまくことの禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

この限りでない。

(報告・徴収及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるもの。

(報告・徴収及び立入検査)

第十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるもの。

第十三条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は、この章の規定により、防除を行うものとする。

第十四条 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

<p>一 防除の対象となる特定外来生物の種類</p> <p>二 防除を行う区域及び期間</p> <p>三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）その他の防除内容</p> <p>四 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項</p> <p>（鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律の特例）</p> <p>第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。</p> <p>（土地への立入り等）</p> <p>第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。</p> <p>2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>（損失の補償）</p> <p>第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。</p> <p>3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。（訴えの提起）</p>	<p>一 防除の対象となる特定外来生物の種類</p> <p>二 防除を行う区域及び期間</p> <p>三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）その他の防除内容</p> <p>四 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項</p> <p>（鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律の特例）</p> <p>第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。</p> <p>（土地への立入り等）</p> <p>第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。</p> <p>2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。</p> <p>3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>（損失の補償）</p> <p>第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。</p> <p>3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。（訴えの提起）</p>	<p>第五十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。</p> <p>2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。</p> <p>（原因者負担）</p> <p>第十六条 国は、第十一条第一項の規定による防除の実施が必要となつた場合において、その原因となつた行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。（負担金の徴収方法）</p> <p>第十七条 主務大臣等は、前条の規定により費用を負担させようとするときは、主務省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、その納付を命じなければならぬ。</p> <p>2 主務大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、主務省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>3 主務大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。</p> <p>（輸入の届出）</p> <p>第十九条 主務大臣は、前条第二項の認定を受けた防除を行つ者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判断し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>（輸入の制限）</p> <p>第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。</p> <p>（輸入の制限）</p> <p>第二十四条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることができる。</p> <p>3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けたときは、その通知に係る第十二条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けたときは、その通知に係る第十二条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。</p> <p>2 第二十二条の規定は、前項に規定する届出について準用する。</p>
<p>（主務大臣等以外の者による防除）</p> <p>第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十二条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、その旨を公示することができる。</p> <p>2 国及び地方公共団体以外の者は、その行つ特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十二条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p>	<p>（主務大臣等以外の者による防除）</p> <p>第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十二条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、その旨を公示することができる。</p> <p>2 国及び地方公共団体以外の者は、その行つ特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十二条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p>	<p>（輸入の届出）</p> <p>第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>（輸入の制限）</p> <p>第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判断し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>（輸入の制限）</p> <p>第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。</p> <p>（輸入の制限）</p> <p>第二十四条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることができる。</p> <p>3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けたときは、その通知に係る第十二条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けたときは、その通知に係る第十二条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。</p> <p>2 第二十二条の規定は、前項に規定する届出について準用する。</p>
<p>三 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p> <p>3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p> <p>（訴えの提起）</p>	<p>三 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p> <p>3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。</p> <p>（訴えの提起）</p>	<p>はその防除を行つ者がその防除を適正かつ確實に実施することができなくなつたと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。</p>

(輸入のための証明書の添付等)

該当しないことの確認が容易にできる生物又は未判定外来生物にて主務省令で定めるもの以外の生物(生きているものに限る)は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

前項の証明書の添付をする生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

(取締りに従事する職員)

第二十一条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第六条第一項又は第十条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員(次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。)は、その権限を行なうときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

前項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に関する必要な事項は、政令で定める。

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関する科学的知識を深めるよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境防止に係る事項については、環境大臣及び農林

- 水産大臣とする。
- この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 執法

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者

三 第六条第一項の規定による命令に違反した者

四 第七条又は第九条の規定に違反した者

五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販賣又は頒布をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前項第一号又は第五号に該当する者を除く。)

二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者

三 第十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定

による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し次の各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十二条 一億円以下の罰金刑
二 第二十三条 五千万円以下の罰金刑
三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十号)、動植物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第百五号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

三 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十号)、動植物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第百五号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

四 第五条の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

五 第一条の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

六 第二条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

七 第三条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

八 第四条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

九 第五条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十 第六条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十一 第七条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十二 第八条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十三 第九条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十四 第十条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十五 第十一条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十六 第十二条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十七 第十三条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十八 第十四条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

十九 第十五条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十 第十六条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十一 第十七条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十二 第十八条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十三 第十九条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十四 第二十条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十五 第二十一条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十六 第二十二条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十七 第二十三条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十八 第二十四条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

二十九 第二十五条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十 第二十六条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十一 第二十七条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十二 第二十八条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十三 第二十九条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十四 第三十条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十五 第三十一条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十六 第三十二条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十七 第三十三条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十八 第三十四条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

三十九 第三十五条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

四十 第三十六条の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

て検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条 環境基本法(一部改正)

一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号を次のように改める。

（環境基本法の一部改正）

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十号)、動植物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四八年法律第百五号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四八年法律第百五号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第百五号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。